10　第二十四条及び第二十六条の規定は、第五項の法人に対する第七項の認可について準用する。この場合において、第二十四条第一項及び第二十六条中「学校法人」とあるのは「第百五十二条第五項の法人」と、同条中「設立」とあるのは「組織変更」と、「成立する」とあるのは「学校法人となる」と読み替えるものとする。

11　学校法人が第七項の規定により第五項の法人となつた場合において、当該法人が第六項において準用する第百四十三条に規定する大臣所轄学校法人等であるときは、当該法人は、組織変更の登記を行つた後、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、寄附行為の内容を公表しなければならない。第五項の法人が第七項の規定により学校法人となつた場合において、当該学校法人が第百四十三条に規定する大臣所轄学校法人等であるときも、同様とする。

第六十四条を第百五十二条とする。

第四章を第五章とする。

第六十三条の二を削る。

第三章第五節中第六十三条を第百三十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（情報の公表）

第百三十七条　学校法人は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めなければならない。

一　寄附行為の内容

二　計算書類等、監査報告（会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。）及び財産目録等のうち文部科学省令で定めるものの内容

第六十二条第一項中「基く」を「基づく」に改め、同条第二項中「しようとする場合には」を「するときは」に改め、同条第五項中「、第二十条第六項及び」を「中「行政庁」とあるのは「私立学校審議会等（私立学校法第十九条第二項の私立学校審議会等をいう。以下同じ。）」と、同法第十七条第一項中「第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）」とあり、同法第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条第一項及び第三項並びに第二十五条中「主宰者」とあり、並びに同法第二十条第六項及び同法」に、「あり、同法第十七条第一項中「第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）」とあり、並びに同法第二十条から第二十五条までの規定中「主宰者」とあるのは「私立学校法第二十六条第二項の」を「あるのは「」に改め、「、「この場合」とあるのは「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等が意見の聴取を再開する場合」と」を削り、同条第六項中「前項において準用する行政手続法第二十四条第一項の調書の内容及び同条第三項の報告書」を「第四項の規定により所轄庁に代わつて意見の聴取をしたときは、当該学校法人の意見」に改め、同条を第百三十五条とする。

第六十一条第一項中「第二十六条第一項」を「第十九条第一項」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「前条第二項から第八項まで」を「前条第三項から第九項まで」に、「前項」を「第一項」に改め、「停止命令」の下に「をする場合」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第七項中「第二項」とあるのは、「次条第二項」と読み替えるものとする。

第六十一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　所轄庁は、前項の規定による停止命令をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

第六十一条を第百三十四条とする。

第六十条第二項中「しようとする場合には」を「するときは」に改め、同条第六項中「第二十六条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同条第十一項中「第六項」を「第七項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七項中「第二項」とあるのは、「第十一項」と読み替えるものとする。

第六十条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「しようとする場合には」を「するときは」に改め、「の理事」を削り、「役員」の下に「若しくは評議員」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「役員」の下に「又は評議員」を加え、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　私立学校審議会等は、第四項の規定により所轄庁に代わつて弁明を聴取したときは、当該弁明を十分に参酌して第二項に規定する意見を述べなければならない。

第六十条を第百三十三条とし、第五十九条を第百三十二条とする。

第三章第五節を同章第八節とする。

第五十八条を削り、第三章第四節中第五十七条を第百三十一条とする。

第五十六条中「第六十四条第四項の法人の」を「第百五十二条第五項の法人の」に、「第六十四条第四項の法人が」を「同項の法人が」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条を第百三十条とする。

第五十五条中「第六十四条第四項」を「第百五十二条第五項」に改め、同条を第百二十九条とし、第五十四条を第百二十八条とする。

第五十三条第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「作らなければ」を「作成しなければ」に改め、同条を第百二十七条とする。

第五十二条の前の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

学校法人の合併の決定は、理事会の決議によらなければならない。

第五十二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　理事会は、前項の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

第五十二条を第百二十六条とし、同条の前に見出しとして「（合併手続）」を付する。

第五十一条第一項中「解散した」を「第百十一条第一項の規定により清算をする」に改め、同条を第百二十五条とし、第五十条の十七を第百二十四条とする。

第五十条の十六を削り、第五十条の十五を第百二十三条とし、第五十条の十四を第百二十二条とし、第五十条の十三を第百二十一条とする。

第五十条の十二中「第五十条の五」を「第百十三条」に改め、同条を第百二十条とし、第五十条の十一を第百十九条とし、第五十条の十を第百十八条とし、第五十条の九を第百十七条とし、第五十条の八を第百十六条とし、第五十条の七を第百十五条とし、第五十条の六を第百十四条とする。

第五十条の五に次の一項を加える。

2　設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

第五十条の五を第百十三条とする。

第五十条の四中「第六十二条第一項」を「第百三十五条第一項」に改め、同条を第百十二条とする。

第五十条の三の見出しを「（清算の開始）」に改め、同条中「解散した」を「前項の規定により清算をする」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

学校法人は、次に掲げる場合には、次条から第百二十五条までに定めるところにより、清算をしなければならない。

一　解散した場合（第百九条第一項第四号に掲げる事由によつて解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。）

二　設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

第五十条の三を第百十一条とし、第五十条の二を第百十条とする。

第五十条第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　理事会の決議による決定

第五十条第一項第四号中「第六十四条第四項」を「第百五十二条第五項」に改め、同項第六号中「第六十二条第一項」を「第百三十五条第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、「又は認定」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　理事会は、前項第一号の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。